

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

父から遺留分の遺産を取り戻したいのですが…

相続のご相談です。
50代の主婦です。私の母は若い時に農家の跡取りと結婚しましたが、結局籍は入れないまま、里に戻って私を出産しました。認知はしてもらっていません。母はその後職場で知り合った別の男性と結婚し、私は祖父母に育てられました。高校を出た後やはり職場結婚をして、子供が2人います。

くれたので、母を恨む気持ちはありません。ただ父は、一度も会いにも来ず、私は心の中でずいぶんと恨んで育ちました。この度、その父が亡くなりました。遺言書があるからと家裁によばれて行ったところ、全財産をすべて妻にやるとの内容でした。人に言わせると、そんな遺言をした理由は、先祖代々の田畑を私に分けたくないため、とりあえず妻に一括相続させたうえ、いずれは子供2人に相続させる腹だろうというのです。

同じ子供でありながら、父は最後まで私を徹底的に排除し続けていたのだと思うと、とてもやりきれません。幸い生活に困っているわけではないのですが、意地でも最後いきちんとしたいと思うのです。
法律で子供には遺留分というものがあると聞きました。ただし嫡出子ではないので、嫡出の子供たちの半分の取り分だとも聞いたのですが、額の問題ではないのです。どうやって取り戻せばよいのでしょうか。

遺留分は認められるはずで、その手続きを行きましょう

それはとても悲しいご経験をされましたね。お気持ちはよく分かります。

ご質問のとおり、子供には遺留分があります。遺留分とは、遺言をもってしても排除できない相続人の取り分のことで、配偶者・子については法定相続分の半額です。妻の法定相続分が2分の1ですから、子供3人の法定相続分は各6分の1、つまり子の遺留分は各12分の1です。

ご質問にあるように、たしかに非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1と定められています（民法900条4号但書）、子供は親を選べないので、この規定は法の下での平等を定める憲法14条に違反するとの説が強いのです。実際、民法改正案は撤廃の方向で進んでいて、下級審段階では違憲判決もずいぶん出ています。

もともと現行の結婚制度を維持する趣旨において、最高裁は未だに違憲とまでは言っていないのですが、ご相談者の場合は、父親が正式な結婚をする以前の子供なので、その趣旨に照らし

ても区別する合理的な理由はないと考えられます。つまり、嫡出子と同等の権利が認められるべきで、現にそのような高裁判決も最近出て、確定しています。

ただしこの権利は行使をしなければ認められないので、遺留分減殺請求を妻宛に出さなければなりません。期限は相続があったことを知った日から1年以内（1042条）。単に手紙ではなく、期限内に減殺請求したことを証拠に残すため、書式を整

えた内容証明郵便で出すべきです。雛形は本屋でもネットでも簡単に手に入ります。

これを受けて、相手が誠意をもって応じてくれればそれでよいのですが、もし応じてくれないうようだったら、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。弁護士に依頼すればよいのですが、書式の雛形もありますし、家裁の書記官も教えてくれるので、ご本人でもやれるはずです。

